

声明 教育の自由、教育課程編成の自主性を守り、子どもに寄り添う教育を

奈良教育大学附属小学校（以下附属小）の教育課程に関する「不適切事案」の問題について、歴史教育者協議会（以下歴教協）は、2024年2月25日付で「学校の教育課程編成権を侵害する文部科学省の附属校を置く国立大学への点検に抗議する」常任委員会声明を発表しました。その後、「附属小の教育を守れ」の声は大きく広がっています。

3月31日には「附属小を守れ」の集会が400名以上で開催されました。保護者有志による強硬な異動措置に反対する署名は2,257筆、奈良教育大学附属小を守る会が取り組んだ署名は7,444筆集まりました。

この問題の発生時の次のような点を指摘したいと思います。まずこの問題の報道のあり方です。奈良教育大学が1月17日に公表したことに対し、一部メディアが前日16日に「法令違反」「不適切事案」と報道したことです。次に、大学と奈良県教育委員会（以下県教委）と文部科学省との関係です。県教委が附属小に立ち入り調査をする権限があるのかということです。また文部科学省が、大学の問題公表の2日後1月19日に国立大学附属学校に「不適切な事案」があるかと点検と報告を求める通知を出していることです。以上を考え合わせると、この問題に関して県教委と大学そして文部科学省の間で事前に何らかの申し合わせがあり、また報道機関にも第三者からのリークがあったのではないかと疑いをもたざるを得ません。何よりも問題は附属小で学んでいる児童への視点がないことです。

1976年の最高裁旭川学テ判決では、学習指導要領はあくまで「大綱的基準」であり、学校の創意工夫で授業を行うこと、最終的な教育課程の編成権は各学校にあると認めています。附属小は「モデル校」としての役割を自覚し、創造的な実践研究が保障されているからこそ、現在の「みんなのねがいのでつくる学校」づくりの教育課程になっています。私たち歴教協は、附属小が豊かな教育実践を展開し発信してきたことよく知っています。今回の問題は、附属小で学ぶ児童への視点を欠いたまま、附属小の教育課程は不適切とし、この問題の後の処理をすすめようとしていることです。3月には教職員50人中20人が離任し4名が強制出向されました。4月当初2名の教員欠員が生じ、昨年度10名が学んでいた通級指導教室は閉鎖されました。強制出向された教員は裁判に訴えました。

憲法23条に学問の自由が、教育基本法第2条【教育の目的】には「教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ」と明記されています。学校には教育の自由、地域・子どもの実態に応じた教育課程の編成の自由があります。しかし現実には文部科学省の管理統制の強化により、「学習指導要領にそった学校運営・授業実践が当たり前」になっています。附属小のこの問題によって、さらに教育現場は「萎縮」し「同調圧力」が強まるでしょう。子どもたちに生き生きと学んでほしいと教職員・保護者は願っています。そのためには、子どもを真ん中に、教職員・保護者・地域の方々みんなが、子どもの願いに寄り添う教育を展望したいと、訴えます。

2024年8月2日

一般社団法人 歴史教育者協議会 社員総会・会員集会